

アヘン弛禁論の形成について

井 上 裕 正

はじめに

一 弛禁論について

(一) 吳蘭修「弭害」の作成時期

(二) カントンにおける弛禁論の浮上

二 弛禁上奏について

(一) 弛禁上奏に至る経過

(二) 弛禁論の本質

小 結

はじめに

道光十六（一八三六）年四月二十七日に太常寺少卿の許乃濟はいわゆる弛禁上奏を行い、アヘン貿易の物々交換方式による合法化、一般民間人によるアヘン吸飲の合法化、中國國內における罌粟栽培・アヘン製造の合法化を提議した。この弛禁上奏については、これまで少なからぬ研究がなされ、弛禁上奏の内容はカントン知識人吳蘭修が作成した「弭害」という論文にほぼ全面的に依據していたことも、すでに明らかにされている。⁽¹⁾

小稿では、そうした先行研究の成果を踏まえながら、筆者によるアヘン問題・アヘン政策に関する前稿の諸成果をも基

にして、まず第一章では、「弭害」の作成時期に焦点を合わせてカントンにおける弛禁論浮上の経過を検討し、ついで第二章では、弛禁論が上奏されるまでの経過、そして弛禁論の本質について考察する。

ところで、筆者はこれまで、清朝のアヘン禁止政策を「外禁」と「内禁」の二政策に分けて分析してきたが、以下の行論とも関係するので、そうした筆者の分析視角について、あらかじめ若干の説明をしておきたい。⁽²⁾

筆者のいわゆる「外禁」とは、アヘン貿易を禁止しようとする政策であり、また「内禁」とは、国内におけるアヘン関連の諸行爲（アヘンの販賣、吸飲、アヘン窟經營、罌粟の栽培・アヘン製造など）を禁止しようとする政策を指す。「外禁」「内禁」はいずれもアヘンを禁止しようとする点では同じだが、政策遂行に伴う責任の所在・比重と、歐米人（諸國）との關係の二點で大きく性格を異にする。すなわち、まず「内禁」の責任は全國の官僚が一律に負うのに對して、後述するよう「外禁」の責任はカントンの官僚だけが關係する。また、「外禁」がアヘン貿易の一方の當事者である歐米人（諸國）に關わる可能性があるので對して、「内禁」の方は歐米人（諸國）とは關係しない。

さて、清朝の本格的なアヘン禁止政策は、まず嘉慶四（一七九九）年に「外禁」政策が實施され、その後、「内禁」政策も併用されたが、アヘン戰爭の勃發に至るまで、ほぼ一貫して「外禁」政策が優先されていた。そして、その理由は「カントン體制」にあったと筆者は考えている。

すなわち、清朝は乾隆二十二（一七五七）年にヨーロッパ船の來航を廣州（ここをイギリス人を始めとするヨーロッパ人はカントン Canton と呼んだ）一港に限定し、かれらとの貿易を主に「行商」という特許商人に扱わせた。その後、アヘン戰爭後のいわゆる南京條約（一八四二年）によって五港が開港されるまで續くことになるこの仕組みはカントン體制と呼ばれている。

私見によれば、カントン體制とは、朝貢貿易の變則的なものとして清朝が歐米諸國に認めたもので、歐米船の來航をカントン一港に限定し、そこでの貿易を官僚制と保商制（行商が歐米船の保商として、その歐米船に關わる一切を責任をもって請け

負う仕組み)によって、ヒト(歐米人)とモノ(輸出入品)の両面で管理する、一種の管理貿易制度であった。

したがって、十八世紀末にアヘン問題が顕在化したとき、この問題に對しても清朝はカントン體制で對應し、アヘンというモノを管理し禁止すること、すなわち「外禁」政策を打ち出した。こうして、歐米諸國に對してはカントン體制で對應することを基本姿勢としていた清朝は、アヘン問題に對しても「外禁」政策を基本として優先させたのである。

一 弛禁論について

(一) 吳蘭修「弭害」の作成時期

前述のように、許乃濟の弛禁上奏の内容が、カントン知識人吳蘭修が作成した「弭害」という論文にはほぼ全面的に依據したものであることは、すでに先行研究によって明らかにされている。しかし、カントンにおける弛禁論の形成と密接に關係する「弭害」作成の時期については、そうした問題意識がなかったためか、これまでほとんど検討の対象とされてこなかった。

ところで、「弭害」作成の時期についてはほとんど關心を拂わなかった先行研究も、「弭害」への言及に際しては、道光十四(一八三四)年ごろに作成されたとみなしてきた。⁽³⁾ その理由は、「弭害」に關する最もまとまった史料である梁廷枏の『夷氛聞記』⁽⁴⁾ 卷一に次のような記事があるからである(検討の便宜上、(A)以下に分節して記す)。

(A) 道光十三年、公司、連歲、利を失い、期、已に久しく逾えるを以て、臣民が局を散ぜんことを請うを聽し、而して其の原貨を國に還す。散商の來舶、益すますます多く、常貨、以て其の壟斷を遂げる無し、故に即ち分かつ所の貨を以て鴉片を載運す。

(B) 光祿寺卿許乃濟の東粵に觀察たるや、文告の禁す可きに恃むに非ず、害、將に底止する所無からんとするを稔

知するなり。時に隱憂を懐くも未だ源を清くする所以の法を得ず。

(C) 其の同年生、順徳の何太青、仁和に令たり、擢でられて乍浦に丞たり。罷めて歸り、誼み最も投契す。

(D) 従容として言を爲すに、紋銀の煙と易えて出づる者、數計す可からず。必ず先きに例禁を罷め、民間、自ら罌粟を種えるを得るを聽す。内産、既に盛んなれば、食する者、轉つて值廉きを利とし、銷流自ら廣がらん。

夷の至る者、利を得る所無ければ、招くも亦た來たらざらん。來たれば則ち竟に關禁を弛めて厚く其の税を徵し、商を責めて必ず與に貨と易えしめ、銀買の罪名を嚴しくす。二十年を出でず、將に禁ぜずして自ら絶えんとす。實に中國利病の樞機なるも、敢えて擧げて以て入告する無きを如何せん、と。

(E) 乃濟、大いに動かす所と爲り、以て教官の書院に監課たる吳蘭修なる者に質す。蘭修は故より嘉應の知名の士なり、多聞にして心を世務に留める者と號さるなり。亦た太青の言を是とし、退いて論を爲りて弭害と曰い、而して之を暢明す。

こうして『夷氛聞記』の關連記事は、(E)に續けて「弭害」本文を載せ、さらに「弭害」、すなわち弛禁論に對するカントン官僚の對應を述べている。

さて、従來の諸研究が「弭害」作成の時期を道光十四年ごろとみなしてきた理由は、前掲記事中の(A)の存在にある。

すなわち(A)は、イギリス東インド會社(公司)の對中國貿易獨占權が西曆一八三三—一八三四貿易年度を最後に西曆一八三四年四月二十二日をもって撤廢され、それを契機に自由貿易商人(散商)によるアヘン貿易がますます盛んになったという歴史事實に關することを述べている。そして、この記事はそうした新しい状況を説明する(A)のあとに、(B)(C)(D)と續けた後、(E)において吳蘭修による「弭害」の作成に言及している。

したがって、この記事を(A)から(E)へと素直に讀めば、「弭害」が作成されたのは、イギリス東インド會社の對中國貿易獨占權が撤廢された一八三四年、すなわち道光十四年以後のこととなる。また、詳しくは後述するが、「弭害」本文

に續けて記述されるカントン官僚の對應も道光十四年以後のものであるから、結局、「弭害」は道光十四年ごろに作成されたとみなされてきた。しかし、結論を先に言えば、「弭害」は道光十四年ごろではなく、それ以前、恐らく道光十一年から十二年の間に作成されたと考えられる。以下、そのことを檢證していきたい。

まず、『夷氛聞記』の前掲記事のなかに、「弭害」作成の時期を明らかにする手掛かりはないだろうか。(A)に續く(B)の部分について、「光祿寺卿」というのは誤りで、「光祿寺少卿」か「太常寺少卿」としなければならぬ。次に、許乃濟が「東粵に觀察たる」、すなわち廣東省の道員となったという點について、かれは道光五年十二月十八日に肇羅道に着任し、ついで九年十月十二日づけで高廉道に調任した。(5)その後、十三年八月二十五日の上諭で光祿寺少卿に任命されるまで、かれは高廉道の職にあり、その間、十二年十一月七日から十三年五月八日まで廣東按察使を署理している。(7)

このように、道員として許乃濟が廣東省にいたのは道光五年十二月十八日から十三年八月二十五日までだが、光祿寺少卿に任命された後もかれはしばらく廣東省にとどまっていた。というのも、道光十四年二月十三日の上諭は、新任の提督廣東學政王植が着任するまで廣東にとどまって「考試の事を辦ずる」ことを許乃濟に命じているからである。したがって、すくなくともこの上諭が發せられた十四年二月十三日からしばらくはかれはまだ廣東省にとどまっていたことになる。(9)

次に(C)の檢討に移ろう。許乃濟(浙江仁和の人)は何太青(廣東順德の人)と同じく嘉慶十四年の進士で、二人は「同年生」の關係であった。しかも、何太青は許乃濟の出身地である浙江省の地方官を歴任し、(C)にもあるように嘉慶二十四年からまさに許乃濟の出身地である仁和縣の知縣(仁和に令たり)、(10)ついで道光二年からは嘉興府海防同知(乍浦に丞たり)を勤めた。そして、その職を免じられたのは道光四年であるから、かれの歸郷は道光四、五年ごろ、許乃濟が道員として廣東省に赴任する少し前のことと推測される。(12)

次の(D)は何太青の弛禁論である。續く(E)では、何太青から弛禁論を聞かされ心を動かされた許乃濟が吳蘭修に意見を求めると、吳蘭修も弛禁論に賛成して「弭害」を作成したことが述べられている。吳蘭修(字は石華)は廣東嘉應直隸

貿易年度	ベンガル・アヘン	マルワ・アヘン	トルコ・アヘン	合計
1829-30	7, 143箱 (930-800 ^ル)	6, 857 (1, 030-740)	700 (720)	14, 700
1830-31	6, 660 (1, 050-790)	12, 100 (760-400)	1, 671 (738-565)	20, 431
1831-32	5, 960 (1, 060-885)	8, 265 (800-645)	402 (550)	14, 627

表中の箱数は引き渡し量 (Deliveries) を、括弧内のドル数は一箱の販賣価格をそれぞれ示している。

州梅縣の人、嘉慶十三年の舉人。嘉慶二十四年以來、粵秀書院の監院を勤め（書院に監課たる）、道光二年からは高州府信宜縣學の訓導（教諭銜）の職にあった（¹³「教官」）。

以上、『夷氛聞記』の關連記事について（A）から（E）へ順に検討したが、そこに「弭害」作成の時期を知り得る決定的な史料を見いだすことはできない。それでは、「弭害」本文の中になんらかの手掛かりはないだろうか。實は、「弭害」本文中に手掛かりとなる記述が一箇所ある。それは次に示すように、アヘン貿易の近況について述べた箇所である。

近年、多くして二萬餘箱に至る。烏土は約八千箱、箱毎に約八百圓なり。白皮は約一萬三千箱、箱毎に約六百圓なり。紅皮は約二千箱、箱毎に約四百圓なり。總計するに歲ごとに洋銀約一千五百萬圓を耗らす。

右の引用史料中、「烏土」はベンガル・アヘン (Bengal opium)、「白皮」はマルワ・アヘン (Malwa opium)、「紅皮」はトルコ・アヘン (Turky opium) のことである。では、そこで言及された「近年」とは、いつごろのことだろうか。

モース (H. B. Morse) の『東インド會社中國貿易編年史』卷四の資料をもとに、可能性のある貿易年度のアヘン貿易状況をまとめると、上表の通りである。

さて、「弭害」で述べられた「近年」のアヘン貿易状況でまず注目すべき點は、流入アヘンの總量が「二萬餘箱」、すなわち二萬箱を越えていることだが、上表にあるように、流入量が二萬箱を越えたのは一八三〇—一八三一貿易年度が最初である。

また、その「二萬餘箱」の内譯として、ベンガル・アヘンが「約八千箱」、マルワ・アヘンが「約一萬三千箱」、トルコ・アヘンが「約二千箱」とあるのも、同じく一八三〇—一八三一

貿易年度の状況を指しているか見てよいのではないか。さらにアヘンの販賣價格についても、トルコ・アヘンの「四百圓(ドル)」にすこし疑問が残るが、ベンガル(約八百圓)とマルワ(約六百圓)については同年度の價格幅に収まる數字である。

このように見てくると、「弭害」が言う「近年」とは、一八三〇—一八三二貿易年度に當たるのではないかと推察される。だとすれば、「弭害」が作成されたのは、一八三〇—一八三二貿易年度(西曆一八三〇年四月から一八三二年三月)のアヘン貿易状況を把握できた時點、一八三一(道光十一年)の春以後のこととなる。

ただ、「近年」に關する以上の検討も、吳蘭修がアヘン貿易状況をかなり正確に知り得たという前提の上にはじめて意味を持つ。その前提を認めてよいと筆者は考えるが、あくまでもそれは推測の域を出ない。そうである限り、「弭害」本文中の「近年」は、「弭害」作成の時期を明らかにするための有力な手掛かりではあるが、残念ながら決定的な史料とはならないのである。

このように、「弭害」作成の経緯を記述する『夷氛聞記』卷一の記事にも、また「弭害」本文にも「弭害」作成の時期を確定する決定的な史料は存在しない。しかし、その「弭害」を収録する陳在謙編『嶺南文鈔』(16)にかなり決定的な史料がある。この『嶺南文鈔』の卷十四には吳蘭修の文章が十六篇収められているが、その八番目が「弭害」である。そして、「弭害」本文に續けて「吳蘭修自記」と題された「弭害」の解説が附されているが、その全文は次の通りである。

此れ今日、第一の大計なり。向きに之を議さんと欲するも敢えて發せず。六、七年來、商賈・閭閻、生計日び蹙しめば、乃ち已むを得ずして之を著わす。吾が友、蕭梅生、楊秋衡、各の著論有り。大旨は略ほ同じ。當世、必ず起りて之に和す者有るを知る。予れ日び之を望む。道光壬辰六月、蘭修自ら記す。

この「吳蘭修自記」の内容についてはあとで觸れるとして、當面ここで注目すべきことは、最後の部分、すなわち、この「吳蘭修自記」が書かれたのが、「道光壬辰六月」、つまり道光十二年六月であることである。そうだとすれば、「弭

害」が作成されたのは當然ながら「吳蘭修自記」が書かれた道光十二年六月よりも前のこととなる。したがって、少なくとも先行研究の「道光十四年ごろ」説が誤りであることはこれで明らかとなった。

それでは、「弭害」作成時期の下限が道光十二年六月だとして、上限はどこまで逆上れるのだろうか。これまでの検討で明らかかなように上限については確定できるような決め手がない。しかし本節では、先に「弭害」本文中の「近年」の検討結果から推察した道光十一年春を一應、上限とみなしておき、さらなる検討はカントンにおける弛禁論の浮上について考察する次節で行うことにしたい。

(一) カントンにおける弛禁論の浮上

前節での検討の結果、筆者は「弭害」の作成時期を道光十一年春から十二年六月の間と考えたが、次に注意すべきことは、「弭害」の作成時期はカントンにおいて弛禁論が形成され始めた時期と必ずしも同じではないということである。これについては、吳蘭修も前掲の「吳蘭修自記」のなかで「向きに之を議さんと欲するも敢えて發せず(傍點は筆者)」と述べているように、吳蘭修も「弭害」を作成する以前から弛禁論を考えていた。それでは、カントンにおいて弛禁論はいつごろから形成されたのであろうか。

さて、アヘン問題が議論的になり始めたとき、まず解決策として主張されたのは、外國貿易斷絶論である。すなわち、アヘン密貿易だけでなく、外國貿易そのものを斷絶すべしという意見である。そもそも歐米諸國との貿易を少なくとも理念的には恩惠的な朝貢貿易の變則的なものとみなしていた當時にあって、この斷絶論はかなり有力な考え方であり、アヘン戦争勃發まで主張され続けることになる。

しかし、乾隆二十二(一七五七)年以來、歐米諸國との貿易が認められていた唯一の開港場カントンの官僚や行商にとって、その貿易からの利益を失うことを意味する斷絶論は到底、容認できないものであった。こうして道光の初め(一八

二〇年代初め)ごろ、カントン官僚の程含章は「論洋害」を著して断絶論を批判した。批判の論據として程含章は、外國貿易断絶によって「邊釁」、つまり戦争が勃發する危険性があること、しかも、その際には外國貿易で暮らしている「沿海の奸民」が失業者となって外國側に協力する可能性が高いことを指摘した。⁽¹⁷⁾

ところで、程含章が外國貿易断絶論を批判していたころ、カントンにひとつの知識人集團が形成されつつあった。すなわち、當時の兩廣總督阮元(江蘇儀徵の人、乾隆五十四年の進士、嘉慶二十二年から道光六年まで在任)のもとにカントン知識人はひとつのまとまりを形成していく。

まず、阮元は嘉慶二十三年に『廣東通志』の編纂に着手したが、カントン知識人の多くがこれに従事した。ついで道光元(一八二一)年の春に「學海堂」という書院の設立構想を公表し、廣東省の學人、貢生、生員、監生を對象に學海堂課試を開始した。そして道光四年冬には廣州府城内の北、粵秀山の麓に學海堂の建物も完成した。

こうした阮元によるカントン知識人の結集においてカントン知識人の側で中心的な役割を果たしたのが、ほかならぬ吳蘭修だった。かれは『廣東通志』の編纂に従事し、學海堂の設立にも積極的に参劃した。そして、道光六年に阮元が兩廣總督から雲貴總督へ轉任する際に選んだ學海堂の八人の學長の一人にも指名されていた。⁽¹⁸⁾

その吳蘭修も「弭害」のなかで外國貿易断絶論を「拔本塞源の説」と呼んで批判している。批判の理由として第一に擧げられているのは程含章も指摘した戦争勃發の危険性であるが、そのほかにも、アヘン貿易を行っているイギリス以外の諸外國との貿易まで断絶することはできないこと、また、断絶しようとしても近海の島を利用する密貿易まで断絶できないことを指摘している。

このように歐米諸國との貿易が唯一認められていたカントンという地域的利害を踏まえたアヘン論(以下、カントン・アヘン論と呼ぶ)はまず、外國貿易断絶論批判という形を取って一八二〇年代初めに姿を現し、断絶論批判は以後一貫して主張されることになる。

ところで一八二〇年代に入ると、中國へのアヘン流入量はマルワ・アヘンを中心に急速に増大し、その結果、一八二七年ごろから銀が中國から流出し始める。こうしたアヘン貿易による銀流出とそれに伴う財政・經濟上の諸問題を御史章沅が指摘したのが道光九（一八二九）年であり、これ以後、アヘン問題は「風俗人心」上の問題としてよりも銀流出に伴う財政・經濟上の問題として議論されることになる。⁽¹⁹⁾

そして、一八二〇年代にはもうひとつ大きな變化が見られた。道光元（一八二一）年に發生した葉恆澍事件を契機に、それまで珠江を遡った黄埔で行われていたアヘンの取引が、珠江河口外の零丁洋に停泊するアヘン専用の貯藏船である「躉船」で行われることになった（アヘン取引のいわゆる「零丁洋時期」）。こうして來航した歐米船はまずアヘンを零丁洋の「躉船」に積み降ろした後、合法品だけを積んで黄埔に入港した。その結果、入港した歐米船にはもうアヘンは積み込まれていなかったから、カントン官僚はこれまでのように「外禁」政策の最終的責任を歐米船の「保商」に轉嫁することができなくなった。つまり、一八二〇年代以降、カントン官僚は「外禁」政策に伴う責任を一身に負うことになった。⁽²⁰⁾

こうして、道光九年の御史章沅の上奏以來、アヘン問題が活潑に論議されるようになる。當時の兩廣總督李鴻賓は道光十一年にかけて「外禁」困難・「内禁」優先論を主張し、カントン官僚の責任を軽減しようとした。⁽²¹⁾

ちょうどそのころに、弛禁論はカントンにおいて有力なアヘン論として形成され始めたと考えられる。そう考える根據はまず、弛禁論がアヘン貿易による銀流出を前提として展開されていることである。前節で掲げたように、梁廷枏の『夷氛聞記』卷一の關連記事の(D)にある何太青の弛禁論は、「紋銀の煙と易えて出づる者、數計す可からず」と、アヘン貿易による「紋銀」の流出への指摘で始まる。また、吳蘭修の「弭害」も、やはり前節で検討の對象とした「近年」におけるアヘン貿易の状況に續けて、

中原の盡き易きの藏を以て、海外の窮まり無きの壑を填め、日び増し月づき益し、其の極まるを知らず。

と述べ、アヘン貿易による銀流出の急増に言及する。ついで主張されるかれの弛禁論も「避重就輕」、すなわち「天下」

にとつては「輕」い「鴉片」よりも、「重」い「海内の銀」を「留」めることが目的とされている。このように、カントンの弛禁論は、アヘン問題が何よりも銀流出に伴う財政・經濟上の問題として論議された道光九年以後の状況のなかで形成されたのである。

ところで、カントンにおける弛禁論の形成を促した背景として、道光九年に再開されたアヘン論議が極めて活潑なものであり、その結果として清朝が實施したアヘン対策も非常に厳しいものであったことを考慮しなければならない。まず清朝中樞部は優先していた「外禁」政策の實施をカントン當局に求めた。これに對して兩廣總督李鴻賓は前述のように「外禁」困難・「内禁」優先論を主張したが、それが一時的に受け入れられて清朝のアヘン政策は道光十年なごころに「内禁」優先に轉換され、一連の「内禁」強化策が實施される⁽²²⁾。

まず、道光十年六月二十四日の邵正笏の上奏を契機に検討された結果、同年十二月十八日の上諭で國內における罌粟栽培・アヘン製造に對する刑罰が初めて定められた。さらに同日の上諭は、毎年末に保甲の編查を報告する上奏において、省内の罌粟栽培・アヘン製造状況についての調査結果も報告するよう地方督撫に命じた。また、道光十一年五月十六日の上諭で「煙具」(アヘン吸飲用のキセル)の製造・販賣に對する刑罰も初めて定められた。さらに同年五月十五日の劉光三の上奏を契機に刑部での検討を経て、同年六月十六日の上諭はアヘン吸飲に對する刑罰をこれまでより厳しくすると同時に、督撫以下の地方官僚に對して署内にアヘン吸飲者がいないという「甘結」を提出させた上で、その結果を毎年末に上奏するよう督撫に命じた。

このように一連の「内禁」強化策が實施された背景に、道光十一年四月十二日における道光帝の長男、奕緯の死去が關係していた可能性を指摘しておきたい。というのは、當時、カントンの歐米人の間では奕緯の死因はアヘンの吸飲にあるとのうわさが流れていた⁽²⁸⁾。残念ながら、その眞偽を検證する中國側の資料は管見の限りでは見いだしえない。しかし、同年十月から十一月にかけて「太監」、すなわち宦官のアヘン吸飲が暴露され、何人かの宦官と關係者が相次いで處罰され

(29) たことは、それが單なるうわさではないことを傍證していると考えられなくもない。

それはさておき、アヘン問題が厳しく論議される状況のもと、道光十一年五月二十四日に御史の馮贊勳が、零丁洋でのアヘン取引の實態を初めて詳細に説明しながら「外禁」優先を奏請すると、清朝のアヘン政策は「外禁」優先に回歸する(30)。「外禁」の優先とその實施を命ずる上諭が兩廣總督李鴻賓のもとに届くのは六月十六日、かれはただちにその旨を行商に傳えている(31)。したがって、カントン知識人たちもほぼ同時に、李鴻賓が提議し續けてきた「外禁」困難・「内禁」優先論の破綻を知ったと考えられる(32)。

前節で「弭害」作成の時期を一應、道光十一年の春から翌十二年六月までと推定しておいたが、カントン知識人たちが「外禁」困難・「内禁」優先論の破綻を知ったと考えられる道光十一年なかごろはその推定期間内にある。吳蘭修による「弭害」作成の時期はひとまずおくとしても、それが主張する弛禁論は、「外禁」困難・「内禁」優先論が破綻した道光十一年なかごろ以後に、新しいカントン・アヘン論として浮上してきたと考えられる。

そのことを傍證するのが、道光十一年十二月二十四日づけ(十二年二月五日受理)の兩廣總督李鴻賓の上奏である(33)。すでに前稿でも觸れたように、この上奏でかれは持論の「外禁」困難・「内禁」優先論を相變わらず繰り返したが(34)、そのなかで、

此の時、若し仍お其の药材の類に照らして公然と行使するを聽し、夷人をして價を擡げて奇に居く能わざらしむるも亦、其の重利を貪圖するを默沮するの法に似たり。

と述べ、アヘン貿易合法化を内容とする弛禁論を紹介していた。ただ、續けて「無如せん、功令久しく垂れば、何んぞ又た忽ち寛縦に従わん」と、あくまでも嚴禁の立場にあることを述べて自己保身を圖ることをかれは忘れていない(35)。

それはともかく、このように道光十一年十二月二十四日づけの上奏のなかで兩廣總督李鴻賓が弛禁論を紹介していたことから判断すれば、おそくとも道光十一年末までに弛禁論がカントンにおいてかなり有力なアヘン論として浮上していた

ことは間違いない。そして、そのような状況のなかで「弭害」もまた作成されたと見て差し支えないだろう。

最後に、道光十二年六月という下限時期を確定する史料となった「吳蘭修日記」について一言述べておきたい。この自記は、程恩澤（安徽歙縣の人、嘉慶十六年の進士）のカントン訪問と関連すると筆者は考えている。

當時、北京の知識人の中心的な存在であった程恩澤（候補國子監祭酒）は道光十二年五月十五日の上諭で同年に實施される廣東鄉試の正考官に任命され、同年八月一日にカントンに到着した。⁽³⁷⁾ その際、程恩澤は吳蘭修を含むカントン知識人たちと交遊し、また、カントンにおける商業の沈滞ぶりやアヘンの蔓延を描寫した「粵東雜感九首」を詠んでいる。⁽³⁸⁾

アヘン問題が活潑に論議され、カントンにおいても弛禁論が浮上しつつあるなか、カントンを訪れた程恩澤に吳蘭修ら弛禁論者たちは自分たちの弛禁論に對する意見を求めたのではないだろうか。また、吳蘭修と同郷の知識人で、この時の鄉試に合格して舉人となる溫訓は、「弭害」の作成と同時期にその弛禁論を批判する「弭害續議」を著すが、それはのち道光十八年に黃爵滋によって上奏される「嚴禁」論、すなわちアヘン吸飲者死刑論のものになったとも考えられている。⁽³⁹⁾

このことは、カントンにおいてアヘン論が必ずしも弛禁論に一本化されていたわけではないことを示すと同時に、程恩澤のカントン訪問がカントンにおけるアヘン論議に拍車をかけ、弛禁論者とそれに反對するもの、雙方が來粵した程恩澤に意見を求めたことを推測させる。道光十二年六月の日附をもつ「吳蘭修日記」は、すでに作成されていた「弭害」を程恩澤に示すためにかれの來粵を前に吳蘭修が書き添えた文章ではないか。⁽⁴⁰⁾

二 弛禁上奏について

(一) 弛禁上奏に至る経過

道光九年以來の活潑化するアヘン論議を背景に、カントンにおいて形成され、おそくとも道光十一年末には有力なカン

トン・アヘン論として浮上し、また、吳蘭修によって「弭害」という論文にまとめられた弛禁論は、どのような経過をたどって道光十六年四月二十七日に許乃濟によって上奏されることになるのだろうか。このことについて、前出の『夷氛聞記』巻一では、「弭害」本文に續けて、

總督盧坤、巡撫祁墳、見て心折す。蘭修は更に其の學海堂に長たる、同事の南海の熊景星、番禺の饒克中と約し、各の論を著して以て與に輔翼と爲さしむ。坤は隨ちに「粵士私議」を述べ、片に附して陳ぶ。例、方に嚴しきを以て、僅かに其の詞を約略し、終に敢えて明らかに弛禁を請わず。成廟も亦た之を置き、但だ舊禁に沿いて嚴を加えしむるのみ。

とある。すなわち、兩廣總督盧坤、廣東巡撫祁墳が「弭害」を読んで敬服したこと、吳蘭修は同じく學海堂の學長だった熊景星（廣東南海の人、嘉慶二十一年の舉人）、饒克中（廣東番禺の人、道光十二年の舉人）にも弛禁論を作文させて側面から援護させたこと、そこで盧坤は弛禁論を「粵士私議」として上奏の附片で紹介したが、アヘン禁令が嚴しい狀況に配慮して弛禁を正式に要請はしなかったこと、道光帝も取り上げず、これまでの方針に沿って禁令を強化したにすぎなかったことが述べられている。

そして、先行研究では右の史料に基づいて、カントンの弛禁論は兩廣總督盧坤の道光十四年九月十日づけの附片によって最初に紹介されたとみなされてきた⁽⁴¹⁾。しかし、前章第二節ですでに明らかにしたように、カントンの弛禁論はそれよりも早く、すでに道光十一年十二月二十四日づけの兩廣總督李鴻賓の上奏で紹介されていた。したがって、盧坤の附片は弛禁論の上奏による紹介にとつては二度目のものだったのである。

盧坤（直隸涿州の人、嘉慶四年の進士）は、かつて道光八年八月から十年八月までの二年間、廣東巡撫の任にあったが、革職された李鴻賓の後任として道光十二年八月に湖廣總督から兩廣總督に調任され⁽⁴²⁾、同年十月二十五日に着任していた⁽⁴³⁾。なお、かれが進士となった嘉慶四年の會試では阮元が副考官を勤めており、両者はいわゆる座師—門生の關係にあった⁽⁴⁴⁾。な

また、前掲史料のなかで盧坤と共に登場する祁墳（山西高平の人、嘉慶元年の進士）は、道光十三年七月から十八年二月の間、廣東巡撫の職にあった。⁽⁴⁵⁾したがって、吳蘭修の「弭害」を總督盧坤と巡撫祁墳の二人が読んで敬服したという前掲史料に依據すれば、祁墳が「弭害」を讀んだのは、かれが廣東巡撫に任命された道光十三年七月以降のこととなる。

さて、盧坤は道光十四年九月十日の附片でカントンの弛禁論を紹介することになるが、その直接的な契機となったのが、道光十四年五月二十二日受理の「有人」の上奏⁽⁴⁶⁾であった。その上奏は前述した三年前の馮贊勳の上奏と同様に、零丁洋におけるアヘン取引の實態を明らかにした上で、「紋銀の出洋」と「關稅の透漏」を防止するために「躉船」や「快蟹」の取り締まり、つまり「外禁」の嚴行を強く要請していた。そして同日の上諭⁽⁴⁷⁾は、盧坤、祁墳、そして粵海關監督の中祥に對して、指摘されたような事實の調査報告と取り締まりの強化を命じたのである。

この上諭が盧坤らの手元に届いたのは六月十三日であるが、當時の盧坤は大きな問題に直面しつつあった。それは、いわゆるネーピア事件である。既述のように、西曆一八三四年四月二十二日をもってイギリス東インド會社の中國貿易獨占權は撤廢されて自由貿易の時代に入り、それに伴って初代の首席貿易監督官ウィリアム・ネーピア（William Napier）がイギリス政府によってカントンに派遣された。道光十四年六月九日にマカオに到着したネーピアは、入港許可證をもらわずに六月十九日に「夷館」區域（英語でfactory、外國人居留區域）に入り、さらに翌日、兩廣總督に會見を求める文書を、從來から清朝が定めていた「稟」という上行公文書の形式ではなく對等な形式で認め、しかも行商を介さずに直接、清朝官憲に渡そうとした。

こうしたカントン體制下の慣例を打破しようとするネーピアの行動を清朝側が認めるはずはなく、「夷館」區域を封鎖してネーピアの退去を求め、七月二十九日にイギリスとの貿易を停止した。これに對してネーピアは八月三日に軍艦二隻を呼び寄せて對抗したが、カントン當局を軟化させることはできなかった。結局、ネーピアがマカオに退去したので、八月二十七日に貿易は再開された。そして、九月九日、ネーピアは失意のうちにマラリアで病死した。以上が、ネーピア事

件の概要である。⁽⁴⁹⁾

ネーピア事件への對應に忙殺されていた盧坤はこの間、六月二十日づけの上奏⁽⁵⁰⁾（七月二十九日受理）で、同年三月に零丁洋で「快蟹艇」一隻を拿捕した事件とその後の調査状況を報告しただけで、「有人」の上奏を受けて下された五月二十二日の上諭に對する正式な覆奏は結局、ネーピア事件決着後の九月十日になってようやく行われた。そして、同日の附片のなかで弛禁論は紹介されたのである。⁽⁵¹⁾

さて、附片で弛禁論が紹介されたことについては、すでに先行研究で明らかにされているので詳しいことは省略するが、同日の上奏⁽⁵²⁾の方で盧坤は、前任者の李鴻賓と同様に、全體として「外禁」實施の困難さを強調し、「内禁」を優先すべきことを暗にほめかしている。また、附片⁽⁵³⁾でかれは弛禁論を紹介するが、『夷氣聞記』の前掲史料にもあったように正式に奏請はせず、かれの座師阮元がかつて兩廣總督だった道光二年に行つた上奏と同様に、「暫らく羈縻するに若かず」と結論している。そして、盧坤の上奏・附片に對する十月三日の上諭⁽⁵⁵⁾は、これも『夷氣聞記』の前掲史料がいうように、紹介された弛禁論については何も言及せず、零丁洋におけるアヘン取引の取り締まり、つまり「外禁」を盧坤らに嚴命したのである。

このように、カントン・アヘン論としての弛禁論は、道光十一年十二月に李鴻賓、十四年九月に盧坤と、二人の兩廣總督の上奏のなかで紹介されたが、いずれの場合も、そうした考え方もあるとして紹介されたに止まり、正式に提議されることはなかった。また、清朝中樞部も紹介された弛禁論を敢えて取り上げようとはせず、従来どおり「外禁」優先のアヘン禁止政策を繼續していた。こうして、弛禁論が正式に清朝中樞部に提議されるのは、道光十六年四月二十七日づけの太常寺少卿許乃濟の上奏を待たねばならなかったのである。

では、弛禁論はどうして道光十六年四月という時点で正式に提案されたのだろうか。次節で考察するように、その理由がまず第一に、弛禁論を提案しようとする側と受け入れようとする側、雙方の事情にあったことは言うまでもない。しか

し同時に、弛禁論が正式に提案できるような政治状況、盧坤が弛禁論を紹介した道光十四年九月の段階ではまだ生まれていなかった政治状況が、道光十六年四月の段階にはあったことも見逃してはならない。

かかる政治状況の變化は道光十五年に發生した。それは、道光十五年一月三日における曹振鏞の死から始まる。曹振鏞(安徽歙縣の人、乾隆四十六年の進士)は嘉慶期以來、大學士を勤め、道光帝の即位と同時に軍機大臣に任命され、以後、道光帝から最も信頼された道光前半期における最高實力者であった。⁽⁵⁷⁾したがって、かれの死は清朝中樞部における權力構圖に微妙な變化を生じさせた。そうした變化のなかで當面、最も關係するのが、中央政界において阮元が頭角を現していくことであつた。

兩廣總督時代の阮元がカントン知識人たちを結集したこと、そのなかに「弭害」の作者吳蘭修もいたことについては、すでに述べた通りである。その後、雲貴總督に轉任していた阮元は道光十二年に、革職された李鴻賓の後任として協辦大學士(雲貴總督に留任のまま)となつて⁽⁵⁸⁾いたが、曹振鏞の死に伴う大學士の人事異動によつて道光十五年二月二十五日の上諭⁽⁵⁹⁾で體仁閣大學士に任命された。

ところで、金安清『水窗春曉』卷下⁽⁶⁰⁾「傾軋可畏」の條に、「阮文達も亦た曹の喜ぶ所と爲らず」として、曹振鏞が道光帝に對して、阮元(文達は諡號)は地方にあつて政治よりも學問のことばかりに熱をあげていると非難したことが記されている。兩者の關係がそのようなものであつたとすれば、曹振鏞の死は阮元にとつて、單に大學士への道を開いただけでなく、今後のかれの政治活動にとつても大きな障害が取り除かれたことを意味する。

『チャイニーズ・レポジトリ』第四卷第二號(西曆一八三五年六月)の第二號記事「最近の中國情勢」⁽⁶¹⁾は、阮元の大學士就任を取り上げて次のように述べている。

こうして北京の内閣に非常に恵まれた才能と氣骨を備えた大學士が登場した。かれ〔阮元〕はかつてカントんに數年間、滞在し、實際に外國人とのごたごたも經驗した。そうした經驗は現状のようなイギリス、中國兩政府關係のなか

では貴重なものである。(一)内は筆者、以下、同じ)

このようにカントンの外國人たちは、清朝中樞部において今後、歐米諸國との問題については大學士阮元の發言力が強まることを豫想していた。

そして、弛禁上奏の任を果たすことになる許乃濟も、實は早くから阮元と面識があった。許乃濟は嘉慶二十二年から二十三年にかけてカントンの名門書院、粵秀書院の山長をつとめたことがあるが、それは當時の兩廣總督阮元の招きに應じた結果であった。⁽⁶²⁾許乃濟(浙江省杭州府仁和縣出身)と阮元の關係は、阮元が浙江巡撫として杭州に滞在していた時期(嘉慶五年から十年、十二年から十四年の二度)⁽⁶³⁾に始まったのではないかと推察される。

このように見てくれば、カントン内外の弛禁論者にとって阮元の大學士就任は、弛禁論の正式な提案を決断させる有利な政治状況の到來を意味したに違いない。したがって、道光十六年四月に許乃濟が弛禁論を上奏した際、弛禁上奏の背後に大學士阮元の支持があるとカントンの外國人たちが考えたことは極めて自然である。⁽⁶⁴⁾

弛禁論の正式提案にとって、阮元の中央政界での據頭とともに有利な政治状況となった可能性があるのが、全皇后(鈕祜祿氏)の存在である。すでに道光十三年四月二十九日に愼皇后が亡くなっていたが、翌十四年十月十八日、全皇貴妃は皇后に册立された。⁽⁶⁶⁾

のち、西曆一八四〇年二月十三日に全皇后が逝去すると、イギリスの新聞『タイムズ』同年七月四日號は彼女に關する記事を掲載し、「一八三五から三六年にかけて、彼女は夫(道光帝)に對して非常に大きな影響力を及ぼした。……得意の絶頂にあった彼女は多くの子分たちを地方に派遣して高い官職につかせた。……許乃濟も彼女の仲間に屬していた。」と書いている。⁽⁶⁷⁾

残念ながら管見の限りでは、この記事の信憑性を檢證する他の史料を見いだせない。しかし、もしそうだとすれば、大學士阮元の背後に全皇后が控えていたことになり、弛禁論者にとってはますます有利な政治状況が形成されていたこと

になる。なお、阮元は道光十五年十月一日の上諭で、言官の總帥たる都察院左都御史の兼任を命ぜられた。⁽⁶⁸⁾

さて、弛禁論の正式提案に有利な政治状況が生まれつつあることを示唆するような政治判断が、弛禁論が上奏される直前、道光十五年末から翌十六年初めにかけてなされた。

すでに前章第二節で述べたように、道光十年から十一年にかけて「内禁」が強化された際、地方督撫は毎年末に、管轄省内における罌粟栽培・アヘン製造と官僚のアヘン吸飲に關する調査結果を上奏するよう義務づけられていた。その結果、道光十一年末以來、地方督撫による年末の報告上奏が續けられていた。道光十五年十二月十七日受理の上奏で湖南巡撫吳榮光は、湖南省では罌粟栽培・アヘン製造も官僚のアヘン吸飲もないと報告したが、これに對する同日の硃批に、
 明年の年終自り始めと爲し、具奏を庸いる毋かれ。

とあり、來年からはもう報告するには及ばないと命じていた。⁽⁶⁹⁾ ついで、官僚によるアヘン吸飲はないと報告する署兩江總督林則徐の上奏に對しても、十二月二十日の硃批はやはり、

既に鴉片を買食するの人無ければ、明歲自り始めと爲し、具奏を庸いる毋かれ。

と同様に命じている。⁽⁷⁰⁾ こうして、その後、陸續として報告されてくる地方督撫の同様の上奏に對して道光帝は、今後とも
 上奏しなくてよいと命じたのである。⁽⁷¹⁾

思うに、「外禁」がカントン官僚にとって自分たちの責任が追及されるやっかいな政策だったように、「内禁」は全国の官僚にとって同様にやっかいな政策であった。特に道光十年以來、「内禁」が強化され、とりわけ毎年末に省内の罌粟栽培・アヘン製造と官僚のアヘン吸飲の調査結果を上奏しなければならなくなったことは、地方督撫にとっては大きな負擔であり、自分たちの責任がいつ追及されるかわからない不安の種でもあった。

今後は上奏に及ばずという今回の政治判断は、そうした地方督撫にとっては不安を一舉に解消する、まさに朗報であったに違いない。そして、かかる政治判断を現實のものとした政治力學も、すでに述べたような道光十五年以來の新しい

政治状況の所産と考えられる。すくなくとも、弛禁論者たちの眼にはそう映ったに違いない。

こうして明けて道光十六年に入ると、すでに先行研究で明らかにされたように、まず三月二十六日に御史王珩が、事實上、一般民間人によるアヘン吸飲の解禁を求める上奏を行った。⁽⁷²⁾そして、ついに四月二十七日に許乃濟による弛禁上奏が行われる。⁽⁷³⁾

前後の状況を見ると、直前の四月二十一日には科擧の最終試験である殿試が行われ、四月二十五日は最終的な合格発表である傳臚の日であった。⁽⁷⁵⁾弛禁上奏はその二日後、殿試が終了するのを待っていたかのように、新しい進士が誕生したばかりの華やいだ雰囲気の中で行われたのである。⁽⁷⁶⁾

許乃濟の弛禁上奏を受けて四月二十九日の上諭は、兩廣總督鄧廷楨らにその検討を命じた。⁽⁷⁶⁾鄧廷楨（江蘇江寧の人、嘉慶六年の進士）は、道光十五年八月初めに前任者の盧坤が死去したため、同月二十四日の上諭で兩廣總督に任命され、同年十二月二十六日（西曆一八三六年二月十二日）に着任していた。⁽⁷⁸⁾

弛禁上奏の検討を命ずる上諭は道光十六年五月十九日に鄧廷楨のもとに届いた。⁽⁷⁹⁾かれは粵海關監督文祥を通じて行商に弛禁策の検討を行わせると同時に、廣東布政使阿勒清阿、廣東按察使王青蓮にも協議することを命じた。⁽⁸¹⁾詳細については次節で言及するが、そうした検討結果を踏まえて七月二十七日に鄧廷楨らは、施行細則を附して弛禁に賛成する上奏を行うことになる。⁽⁸²⁾許乃濟の弛禁上奏への鄧廷楨らカントン官僚の對應は極めて敏速かつ周到と言わざるを得ない。

六月二十四日には行商が外國商人に對して、あたかも弛禁が決定済みかのようにアヘン貿易合法化後の措置について説明を行っている。⁽⁸³⁾また、鄧廷楨らの賛成上奏は粵海關監督・行商を通じて外國商人にも傳えられた。⁽⁸⁴⁾そして、弛禁上奏、それに對するカントン官僚による検討という一連の動きに對して、カントンの外國側の反應はといえば、當時のイギリス貿易監督官エリオット（Charles Elliot）も、『チャイニーズ・レポジトリ』や『カントン・レジスター』などの英字の新聞・雑誌の論調も當初は、弛禁は實現するだろうと觀測していた。⁽⁸⁵⁾

こうした弛禁上奏の前後の状況を虚心に眺めるならば、まず第一に、弛禁上奏者許乃濟（あるいはかれを含む北京の弛禁論者たち）と鄧廷楨らカントン官僚は上奏に先立って充分に連絡・協議したことが推察される。そして、エリオットも同様に考えたように、弛禁論が正式に上奏され、しかもその検討がカントン官僚に命じられたことから判断すれば、上奏當時、北京・カントンの弛禁論者たちが勝算ありと考え、また、少なくともカントン官僚に検討が命じられた時点までは、清朝中樞部を弛禁論の受け入れに傾かせていたような政治状況があったと見て、差し支えないであろう。そうした政治状況を解明するためにも、次節では弛禁論の本質を考察しなければならない。

（二）弛禁論の本質

既述のように、許乃濟の弛禁上奏は、アヘン貿易の物々交換方式による合法化、一般民間人によるアヘン吸飲の合法化、中國國內における罌粟栽培・アヘン製造の合法化を提議したが、以下では、弛禁論の中核をなすアヘン貿易の合法化に焦点を合わせて考察する。

まず、アヘン貿易が合法化された場合、吳蘭修の「弭害」では「茶葉と兌換」、許乃濟の弛禁上奏では「只だ貨を以て貨と易えるを准し」、また「銀を用て購買するを得ず」とあるように、弛禁論はアヘンの銀による購入を認めず、あくまでも物々交換方式による輸入しか認めていなかった。そうすることで銀の國外流出を防止し、危機に瀕していた中國經濟・清朝財政を再建することを弛禁論は主張していた。では、そうした主張こそが弛禁論の本質だったのだろうか。それはあまりにも皮相な理解である。注目すべきことはむしろ、アヘン貿易合法化の具體的な計劃内容にこそある。

さて、「弭害」では「洋行に交付し」、また弛禁上奏でも「行に交し」とあるように、合法化されたアヘンは行商が取り扱うとされていた。そして、鄧廷楨らの賛成上奏も同様に、「別項の呢羽等の貨と同に、一體に洋行に交與し」とした上で、さらに提案する施行細則である「章程九條」の第一條において、アヘン輸入に伴う納税や銀流出の防止も從來通

り、「保商」としての行商が責任をもって行うことが提案されていた。⁽⁸⁶⁾

こうした提案は、すでに先行研究で指摘されたように、乏しい自己資本、東インド會社による茶の輸出代金の前拂いの消滅、「洋貨店」(「鋪戶」)の外國貿易への進出、加えて道光十年代前半における江南の災害に起因する經濟不況などによって疲弊し、しかも非合法品であるアヘンを少なくとも公然とは扱えなかった行商にとっては、起死回生の計劃案であった。⁽⁸⁷⁾ また、行商は特に捐輸を通してカントン官僚と、また書院への經濟的援助などを通してカントンの知識人たち、とりわけ阮元によって結集された「學海堂グループ」と密接な關係にあった。⁽⁸⁸⁾ このような行商の利益を弛禁論が代辯していたことは明らかである。

次に、弛禁論とカントン官僚との關係について検討したい。既述のように、兩廣總督の李鴻賓、盧坤は上奏のなかで弛禁論を紹介し、鄧廷楨は弛禁上奏に積極的に賛成した。この點について従來の研究は、行商や「學海堂グループ」の利益をカントン官僚が代辯したことを指摘している。⁽⁸⁹⁾ そうした指摘そのものに筆者も異論はない。しかし、カントン官僚はこれらの利益を代辯しただけだったのであるか。カントン官僚にはより積極的な動機がなかったのだろうか。

そうした疑問に關連してまず第一に検討すべきことは、これまで優先された「外禁」政策の下、特にアヘン取引の「零丁洋時期」に入って責任を強く問われていたカントン官僚にとって、弛禁は一舉にそうした責任から解放させてくれる措置であったということである。確かにその限りにおいて、弛禁はかれらにとっても好ましいものである。ただ、責任の問題について、李鴻賓以來の歴代の兩廣總督は異口同音に「外禁」困難・「内禁」優先を提唱し、弛禁論についてはせいぜいそれを紹介したにすぎなかった。責任問題の解消のためだけに、あるいはそれを主たる動機としてカントン官僚が弛禁論の正式提案・賛成に踏み切ったとは考えがたい。

次に、カントン官僚たちはアヘン密貿易の受益者であり、弛禁論はそうした現状を保證する方法論であったという先行研究の指摘は⁽⁹⁰⁾ どうだろうか。當時の外國側史料が一樣に強調し、また従來の研究でも指摘されたように、カントン官僚・

兵丁は賄路を取ってアヘンの密輸を黙認していた。⁽⁹¹⁾ 弛禁論はそうした現状を保證する性格のものだったろうか。そのことを検討するには、提案された合法化に伴う課税額に注目する必要がある。吳蘭修の「弭害」に、

査するに、海關舊例、藥材の款下、鴉片は百斤毎に銀三兩を税し、又た分頭銀は二兩四錢五分なり。嗣後、請うらくは外夷に飭し、舊に照らして税を納め、洋行に交付し、茶葉と兌換せしめんことを。

とあり、合法化されたアヘンに對しては、粵海關の「舊例」通り、百斤（一箱、約六十キログラム）ごとに正税として銀三兩、附加税として分頭銀二兩四錢五分、合計銀五兩四錢五分の課税が提案されている。そして、吳蘭修の「弭害」に基づく許乃濟の弛禁上奏でも同様の提案がなされた。これに對して、鄧廷楨らの贊成上奏が提案する施行細則の第五條では、同じく「粵海關則例」によるとされながら、なぜか數字が違つて、百斤ごとに正税銀三兩、火耗銀三錢、擔頭・分頭銀八分六釐、合計銀三兩三錢八分六釐の課税が提案されている。⁽⁹²⁾

さて、提案された課税額は兩者で若干異なるが、多い方をとつても銀五兩四錢五分である。この數字について、許乃濟も弛禁上奏のなかで「夷人の納税の費は、行賄より輕ければ、彼れに在りても亦た必ず樂從せん」と言い、提案された課税額は黙認料として支拂われていた賄路の額よりも少ないから、外國人も喜んで受け入れるだろうと述べている。

この點についてイギリスの貿易監督官エリオットも當時、許乃濟が提案した課税額は約七ドルにあたるとした上で、「現在、中國側の密輸業者が零丁洋に最も近い場所からアヘンを陸上げしようとしても、最低でも四十ドル〔の賄路〕がある」と述べている。そして、「もし、提案された課税額が順守されれば、たとえそれに附加税がついたとしても密輸に走ることはないだろう」と豫想している。⁽⁹³⁾

このように、提案されたアヘンの課税額は當時、黙認料として支拂われていた賄路の額をはるかに下回っていた。⁽⁹⁴⁾ もちろん、實際に運営される際には多額の附加税が課されることは當然豫想されるにしても、すくなくとも提案された計劃内容そのものは、カントン官僚たちがアヘン密貿易から受けていた利益を確保するものではなかった。むしろ、合法化はそ

うした現状が打破されることを意味した。したがって、弛禁論はカントン官僚がアヘン密貿易の受益者であるという現状を保證する方法論であるという先行研究の指摘は妥當とは言えない。⁽⁹⁵⁾ 合法化されたアヘンは行商が取り扱うという前述した提案も含めて、弛禁論にはむしろ現状打破的な性格が強く見られるのである。

それでは、カントン官僚はいかなる動機から弛禁論に積極的に賛成したのであるか。結論を先に言えば、カントン体制の再建のためと筆者は考えている。すでに述べたように、カントン体制は歐米人(諸國)に對する清朝の基本姿勢であり、同時にそれはカントンにとって確保すべき最大の利益であった。しかし、このカントン体制が道光期に入ると徐々に、そして道光十年代に大きく崩れたのである。

まず、道光元年以來のいわゆる零丁洋時期において、アヘンの密輸が零丁洋に停泊する「躉船」で行われたことはすでに見たが、次第にアヘン以外の合法品も零丁洋上で密輸されるようになった。そして、そのことも行商の疲弊、粵海關の稅收減の原因となっていた。⁽⁹⁶⁾

ネーピア事件後、その經驗を踏まえて兩廣總督盧坤は道光十五年一月二十八日の上奏⁽⁹⁷⁾で新しい外國人取り締まり規則である「防範夷人章程」全八條を提案して裁可されたが、その第八條に、

夷船、洋に在りて私かに稅貨を買えば、應に水師に責成して查拏せしめ、並びに沿海の各省に咨して稽查せしむべきなり。……特だに鴉片を躉賣するのみならず、並びに恐るらくは洋貨を私銷せん。

とあり、洋上での外國船による密輸出入を指摘した上で、その取り締まり強化を打ち出している。續けて、「各省の奸徒、海船に坐駕し、外洋に在りて夷人と私かに相い買賣し、貨物は即ち海道従り運回す」と、廣東省以北から中國船がカントんに來航して洋上で密輸している現状を説明した上で、

何省の海船かを論ずる無く、洋貨を置買すれば、一律に粵海大關に赴き、蓋印の執照を用いんことを請い、詳かに洋貨の數目を註し、私買を准さず。

とあり、廣東省以北からカントンに來航して外國製品を購入・運送する中國船は、粵海關から「執照」、つまり營業許可證を得て、その管理下に入らねばならないことになった。

このように、合法品が零丁洋で、しかも廣東省以北の中國船も關與する形で密輸出入されていたことは、歐米諸國との貿易をカントン一港に限定した上で、最も直接的にはそれを粵海關で管理するというカントン體制が崩壊しつつあることを物語っていた。そうしたカントン體制の再建を「防範夷人章程」第八條の規定は意圖していたのである。

ところで、崩壊の危機に瀕していたのは、カントン體制下の合法貿易だけではなかった。實はアヘン密貿易もカントン體制の枠内から逸脱しつつあったのである。既述のように、カントン體制を基本姿勢とする清朝はアヘンというモノを管理し禁止すること、すなわち「外禁」政策を優先してアヘン問題を解決しようとしたが、現實にはカントン官僚・兵丁が賄賂を取って黙認した結果、アヘンの密輸はあたかも合法貿易かのように行われてきた。

しかし、そうしたアヘン密貿易の實態は零丁洋時期の到來とともに大きく變化し始める。すなわち、零丁洋の「躉船」を基地としつつ、外國のアヘン船がカントンから北上し始めたのである。すでに道光の初め（一八二〇年代）からアヘン船の北上は始まっていたが、本格的にはジャーディン・マセソン商會 (Jardine, Matheson & Company) のシルフ (Sylyph) 號が北上した道光十二（一八三二）年以來、活潑化する。アヘン船は福建、浙江、江蘇、山東、直隸各省の沿海部から、さらには遼東の沿岸にも姿を現し、行く先々でアヘンを密輸した。そして、各地の清朝官憲もカントン官僚と同様に賄賂を取ってアヘンの密輸を黙認していた。⁽⁹⁸⁾

また、次に見るように、アヘンは中國船によってもカントン以北へ運ばれていた。こうして、アヘンは次第にカントン以北から大量に流入するようになり、のち道光十七、十八年には、カントン以北の流入量がカントンのそれに匹敵するか、むしろ上回るとまで報告されることになる。⁽⁹⁹⁾

このように見てくれば、弛禁論は、カントン體制の枠外に逸脱しつつあったアヘン密貿易を合法化することによってカ

ントン體制内に呼び戻そうとしたのである。吳蘭修の「弭害」、許乃濟の弛禁上奏、鄧廷楨らの贊成上奏はいずれも、合法化されるアヘンは當然ながらカントン一港で輸入されて粵海關に納税するとしている。さらに、鄧廷楨らの贊成上奏中の施行細則第七條には、

内地各省の海船、鴉片を運銷すれば、應に粵海關より執照を印給すべきなり。

とあり、前述した合法的輸入品の海上輸送に關する道光十四年の「防範夷人章程」第八條の規定を準用して、合法化されたアヘンをカントンから北方へ海上輸送する廣東省以外の中國船も、粵海關から營業許可證を得なければならぬことが提案されている。⁽¹⁰⁰⁾そこに、アヘン貿易を出来る限りカントン體制下で管理しようとするカントン官僚の強い姿勢をうかがうことができる。これまでの「外禁」がカントン體制による管理＝禁止だったのに對して、弛禁論はカントン體制による管理＝合法化を企圖したとみなすこともできるだろう。

カントン體制から大きく逸脱しつつあるアヘン密貿易をカントン體制内に呼び戻すためには、これまでアヘン密貿易から得ていた利益が減ることは覺悟の上でアヘンを合法化するしかない。それこそは、カントン官僚がアヘン貿易の合法化＝弛禁論に贊成した最大の動機であると筆者は考えている。

そして、前述した、合法化されたアヘンは行商が取り扱うという提案をも考慮に入れば、弛禁論が崩壊しつつあったカントン體制の再建を企圖したことはますます明確になる。先行研究では弛禁論の本質を、たとえば「封建統治階級の利益を代表する」⁽¹⁰¹⁾ものとか、「地主階級の經世派ないし開明派」⁽¹⁰²⁾の思想とか、「商業資本的理論」⁽¹⁰³⁾というように階級・階層的觀點から理解しようとする傾向が強い。しかし、弛禁論はカントン體制、つまり歐米諸國との貿易をカントンが獨占する體制の再建を本質的に目指しており、そこにこそカントンの官僚、行商、「學海堂グループ」と呼ばれる知識人、それら三者の利害は一致していた。このように、筆者はカントンという地域社會の論理をより重視すべきではないかと考えており、弛禁論をカントン・アヘン論と呼ぶ理由もそこにある。

以上、弛禁論を提案した側の動機から弛禁論の本質を考察してきたが、最後に、そうした提案を一時的にも受け入れようとした清朝中樞部の動機について検討しておこう。

カントン体制は歐米諸國に對する清朝の基本姿勢であったから、弛禁論が目的としたカントン体制の再建そのものは、清朝中樞部にとつても望ましいことであつた。しかし、その手段としての弛禁については、清朝中樞部には強い抵抗があつたはずである。アヘンに對しては、遠く雍正期に最初の禁令が發せられ、本格的には嘉慶初期以來、「外禁」「内禁」兩政策で一貫して禁止してきたという経緯がある。⁽¹⁰⁴⁾ また、現實にそうした勢力によつて弛禁論は葬り去られることになるわけだが、弛禁論に反對する勢力も決して弱くはなかつたことを清朝中樞部が知らないはずはなかつた。従來からの禁止政策を一八〇度轉換して弛禁論を受け入れようとした清朝中樞部には、なにか特別な動機があつたのだろうか。

この點について、當時、イギリスの貿易監督官エリオットが興味深い判断を示している。かれは道光十六年六月十四日（西曆一八三六年七月二十七日）づけのイギリス外務省あての報告のなかで次のように述べている。⁽¹⁰⁵⁾

私の考えでは、今回の印象的な提議〔弛禁上奏〕をもたらしした原因は、零丁洋や「カントン以北の」海岸における〔アヘン〕貿易というよりは、むしろ昨年に舉行された茶の産地〔の近く〕への航海や海岸地方における〔キリスト教の〕傳道パンフレットの配布にある。……これまでの経緯から見ても、今回の變化の主要な原因がアヘンにあることは間違いない。しかし、直接的な原因は傳道パンフレットの配布であると私は確信している。アヘン船の〔カントン以北の〕海岸への到來については清朝の宮廷はこれまでと同様の關心を示したにすぎないが、傳道パンフレットには非常な警戒心を示した。

このように、弛禁上奏の直接的な原因は、北上した外國船によるキリスト教傳道パンフレットの配布であるとエリオットは斷言している。また、かれは同年十二月二十七日（西曆一八三七年二月二日）づけのパーマストン外相あての報告でも⁽¹⁰⁶⁾ 同様の判断を繰り返して、

一八三五年、一八三六年に宣教師が中國語で書かれた傳道パンフレットをもって「カントン以北の」海岸地方を訪れたことも「清朝」宮廷を警戒させたことは間違いない。私の見るところでは、多くの場合、そうではないのだが、宮廷は當然のこととして宣教師の出現をアヘン船の到來と結びつけて考えた。
と述べている。

北上した外國船によるパンフレット配布の前例として、一八三二(道光十二年)年にイギリス東インド會社船ロード・アマースト(Lord Amherst)號(船長リース・rees)に會社員リンゼイ(H. Hamilton Lindsey)と宣教師カール・ギュッラフ(Karl Gutzlaff)の二人が乗り込んで北上した際、『英吉利人品國事略説』(A Brief-Account of the English Character)という中國語譯されたパンフレットが配布されている。⁽¹⁰⁷⁾

前掲の報告でエリオットが指摘する宣教師の北上・傳道パンフレットの配布とは、まず道光十五年三月十七日に始まるガヴァナー・フィンドレー(Governor Findlay)號(船長マッケイ Mackay)の福州への航海のことであり、同船にはエドウィン・ステイヴンス(Edwin Stevens)前出のギュッラフの二人の宣教師が乗り込んでいた。⁽¹⁰⁸⁾

ついで同年七月三日には、ヒュエロン(Huron)號(船長ウィンザー Winsor)が北上を開始して山東半島まで航海した。この船には前出のステイヴンスとメドハースト(William Medhurst)が搭乗していた。⁽¹⁰⁹⁾そして、かれらはいずれも中國語の傳道パンフレット數種類を持參して、寄港地で配布したのである。⁽¹¹⁰⁾

こうした活動は當然のことながら寄港地を管轄する地方大官によって逐一、報告され、宣教師によって配布された「夷書」(傳道パンフレット)が道光帝のもとに届けられてもいた。⁽¹¹¹⁾エリオットも述べているように、清朝中樞部は「夷書」の配布に非常に神経をとがらせた。たとえば、「夷書」を見た道光帝は道光十五年六月一日の上諭で、⁽¹¹²⁾

該國、粵東に在りて貿易・來往すれば、必ず内地の奸民、通同勾引し、刊刻して傳播すること有らん。

と言い、「夷書」の印刷・出版に中國人が關與している可能性が高いことを指摘した上で、「殊に惡む可きに屬す」とし

て「夷書」印刷・出版に關する調査を嚴命している。

清朝側が傳道パンフレットの配布に異常なまでの警戒心を募らせた理由についてエリオットは、

書かれてある内容の宗教性そのものに對して敵意を抱いたのではなく、こうしたパンフレットをもって來たものは、たぶん次にはもっと危険なものをもって來るだろうと危惧したからに違いない。

と推測している。⁽¹¹³⁾

エリオットが指摘する「もっと危険なもの」とは、清朝の支配體制を動搖させるような性格のものと言ふことができるだろう。従來からキリスト教を「邪教」とみなしてきた清朝は、その支配體制を搖るがしかなない危険性を傳道パンフレットの配布に感じた。そして、エリオットも指摘するように、そうした危険性を清朝中樞部はアヘン船の北上と關連づけて認識した。要するに、アヘン船の北上に對して清朝中樞部は支配體制を搖るがしかなない危険性を感じていたのである。

物々交換方式によるアヘン貿易の合法化で銀の國外流出を防止し、危機に瀕していた中國經濟・清朝財政を再建しようとする弛禁論は、「外禁」「内禁」の禁止政策が、いずれもアヘン問題を解決できない状況のなかで、清朝中樞部にとってひとつの現実的な選擇肢ではあった。しかし、弛禁論がそうした經濟的效果だけを約束したに過ぎなければ、一貫して堅持してきた禁止政策からの大轉換に清朝中樞部は踏み切れなかつたであらう。

そうした經濟的效果を約束すると同時に弛禁論は、アヘン貿易を合法化してカントン體制の枠内に呼び戻し、清朝支配體制にとって危険なアヘン船の北上を阻止するという政治的效果をも提示していた。かかる政治目標こそは、少なくとも許乃濟の弛禁上奏の検討をカントン官僚に命じた時點まで清朝中樞部を弛禁論の受け入れに傾かせていた直接的な動機であつたと考えられる。

道光九年以來、アヘン問題が銀流出に伴う財政・經濟上の問題として活潑に論議される状況のなか、弛禁論はカントンにおいて形成され、兩廣總督李鴻賓の「外禁・困難・内禁」優先論が破綻した道光十一年なかごころ以後、新しいカントン・アヘン論として浮上した。同年末には有力なカントン・アヘン論となり、李鴻賓の上奏のなかで初めて清朝中樞部に對して紹介された。また、その後、道光十一年春から翌十二年六月の間に弛禁論はカントン知識人吳蘭修によって「弭害」という論文にまとめられた。その後、弛禁論は道光十四年九月に兩廣總督盧坤の附片のなかで再び紹介された。

道光十五年初めにおける曹振鏞の死を契機に、かつて一八二〇年前後に九年間の長きにわたって兩廣總督を勤め、その間、學海堂の設立などを通して吳蘭修らカントン知識人とも密接な關係を持っていた阮元が内閣大學士となって中央政界において頭角を現してきた。この阮元や全皇后の支持によって弛禁論者に有利な政治状況が生まれると、ついに弛禁論は道光十六年四月二十七日に、以前から阮元と親しい關係にあり、廣東省の道員を勤めたこともある許乃濟の上奏によって正式に提案された。

弛禁論は、崩壊しつつあったカントン體制の再建を目指すものであった。當時、アヘン密貿易が行われていた零丁洋では合法品も密輸出入され、そのことも粵海關の稅收減や行商の疲弊の原因となっていた。さらに、外國のアヘン船がカントンから北上したり、廣東省以北の地方から中國船がカントんに來航してアヘンを北へ運んだ結果、アヘン密貿易もカントン體制の枠外へ逸脱していた。そうしたアヘン密貿易を弛禁論は合法化することによってカントン體制内に呼び戻そうとした。また、合法化したアヘンを行商に取り扱わせることによって、疲弊していた行商の經營を再建しようとした。このように、弛禁論はカントン體制、つまり歐米諸國との貿易をカントンが獨占する體制の再建を本質的に目指すカントン・アヘン論だった。

他方、清朝中樞部は、道光十五年以來、しばしば北上する外國船が中國語で書かれたキリスト教の傳道パンフレットを寄港地で配布していたことに、支配體制を揺るがしかねない危険性を感じ、そうした危険性をアヘン船の北上と關連づけて認識していた。弛禁論がアヘン貿易を合法化してカントン體制の枠内に呼び戻すことよって、清朝支配體制にとつて危険と認識されていたアヘン船の北上を阻止するとしたことは、一時的にせよ、清朝中樞部を弛禁論の受け入れに傾かせた直接の理由だった。

ところで、許乃濟の弛禁上奏に賛成した鄧廷楨らの七月二十七日の上奏が、道光帝のもとに届くのは九月二日のことである。しかし、その間の八月九日に内閣學士兼禮部侍郎朱嶠と兵科給事中許球の二人が、許乃濟の弛禁上奏を批判する上奏を提出した。そして、その後も弛禁論を批判する上奏が續く反面、鄧廷楨らカントン官僚を除けば、弛禁論に賛成する上奏はひとつも提出されず、結局、弛禁論は葬り去られる。そうした経緯については、すでに先行研究によってほぼ明らかにされているが、小稿を踏まえた更なる検討は別稿で行いたい。

また、小稿では行論の都合上、弛禁論の本質については國內的側面に限って考察し、イギリスの對中國政策、あるいはアヘン貿易との關係という國際的意義についてはあえて検討の對象としなかった。その點についても、稿を改めて考察することにしたい。

註

※小稿でしばしば引用する史料について、以下のように略記する。

宣宗實錄 大清宣宗成皇帝實錄

始末補遺 蔣廷黻編『籌辦夷務始末補遺』道光朝、北京大學出版社、一九八八年。

社、一九八八年。

檔案史料 中國第一歷史檔案館編『鴉片戰爭檔案史料』1、天津

古籍出版社、一九九二年。

PP: China Corr. = *Parliamentary Papers, Correspondence relating to China* (1840).

(1) 國岡妙子「朱嶠・許球の禁煙奏議」『東洋學報』第四四卷

第一號、一九六一年。田中正美「アヘン戦争時期における抵

抗派の成立過程—アヘン対策をめぐる—大塚史學會編『東アジア近代史の研究』、一九六七年（以下、田中A論文と略記）。同「危機意識・民族主義思想の展開—アヘン戦争直前における」野澤豊他編『講座中國近現代史』一、一九七八年（以下、田中B論文と略記）。村尾進「カントン學海堂の知識人とアヘン弛禁論、嚴禁論」『東洋史研究』第四四卷第三號、一九八五年など。

- (2) 以下の拙稿を参照されたい。「清代嘉慶期のアヘン問題について—嘉慶期前半におけるアヘン禁令を中心として」『島根大學法文學部紀要 文學科編』第四號—、一九八一年（以下、拙稿Aと略記）。「清代嘉慶・道光期のアヘン問題について」『東洋史研究』第四一巻第一號、一九八二年（以下、拙稿Bと略記）。「吳蘭修とカントン社會—特に嘉慶末・道光初期において」谷川道雄編『中國士大夫階級と地域社會との關係についての総合的研究』〈昭和五七年度科學研究費補助金 総合研究（A）研究成果報告書〉、一九八三年（以下、拙稿Cと略記）。「カントン體制とアヘン「外禁」政策」河内良弘編『清朝治下の民族問題と國際關係』〈平成二年度科學研究費補助金 総合研究（A）研究成果報告書〉、一九九一年。「兩廣總督李鴻賓のアヘン政策論」『奈良女子大學文學部研究年報』第三五號、一九九二年（以下、拙稿Dと略記）。

- (3) たとえば、村尾前掲論文、頁九六では、「これ「弭害」が作成された道光十四（一八三四）年六月から九月」とされている。筆者も拙稿C、頁二二八で「道光一三年頃」、また

拙稿「海録」小考」（『奈良女子大學文學部研究年報』第二九號、一九八六年、頁三三）で「道光一四年頃」と述べたことがあるが、いずれも訂正しなければならない。

- (4) 以下、小稿における「夷氣聞記」の引用は、邵循正氏が校正した清代史料筆記叢刊本（中華書局、一九八五年）による。

- (5) 始末補遺、第一冊、頁五八五〜五八六、兩廣總督李鴻賓等の上奏（道光九年十月十二日）。

- (6) 『清代起居注冊』道光朝、第三二冊、同日（癸亥）の條。

- (7) 魏秀梅編『清季職官表 附人物錄』（下）、一九七七年、頁八五五。

- (8) 宣宗實錄、同日（戊申）の條。

- (9) 房兆楹他編『增校清朝進士題名碑錄 附引得』、一九六六年、頁一四〇—一四一。

- (10) 『（民國）杭州府志』卷一〇二、職官四など。

- (11) 『（光緒）嘉興府志』卷三六、官師一。

- (12) 同右。

- (13) 拙稿C。粵秀書院の監院については、梁廷枏『粵秀書院志』卷一〇、教職表による。また、村尾前掲論文を参照。なお、『粵秀書院志』卷一六、傳三、許乃濟では、許乃濟はまず、吳蘭修の「弭害」を読んだ後、何太青から弛禁論に對する贊成論を聞いたことになっている。『粵秀書院志』の關連史料については、村尾進氏から提供を受けた。

- (14) 小稿において「弭害」の引用は、前掲「夷氣聞記」卷一、所收のものによる。また、村尾前掲論文、頁九九を参照。な

お、「弭書」本文の内容については、村尾前掲論文で詳しく検討されている。

- (15) H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company trading to China, 1635—1834*. Vol. IV, 1926, pp. 197, 250, 273. なお、アヘンの流入量については、李伯祥他「關於十九世紀三十年代鴉片進口和白银外流的數量」(『歷史研究』一九八〇年五期)などによって、若干の補正が試みられているが、ここでは大まかな傾向を押さえておけば充分であるから、モースの研究によって示しておいた。
- (16) 小稿では、廣州市中山圖書館に所蔵されている學海堂刻本を利用した。本史料についても村尾進氏から有益な示教を得た。特に記して謝意を表したい。
- (17) 拙稿B、頁七二～七八。
- (18) 拙稿C。また、『廣東通志』の編纂については、前掲拙稿「海録」小考」を参照。なお、學海堂については、村尾前掲論文に詳しい。
- (19) 拙稿D、頁四九。
- (20) 拙稿B、頁六五～七一。
- (21) 拙稿D、頁四八～五三。
- (22) 同右、頁五三。
- (23) 檔案史料、頁七二。
- (24) 同右。
- (25) 宣宗實錄、同日(丁卯)の條。
- (26) 宣宗實錄、同日(丙申)の條。
- (27) 宣宗實錄、同日(甲午)の條。
- (28) *The Chinese Repository*, Vol. III. No. 3, July, 1834, Art. VI, Free Intercourse with China (by Marjoribanks).
- (29) 始末補遺、第一冊、頁七八六～七九二、刑部の上奏(道光十一年十月八日)。檔案史料、頁一〇〇～一〇一、巡視西城給事中覺羅瑞福等の上奏(同年十月二十二日)。檔案史料、頁一〇二～一〇四、總管內務府禮恩等の上奏(同年十月二十九日)。檔案史料、頁一〇五、上諭(同年十一月五日)。
- (30) 拙稿D、頁五三～六〇。
- (31) 「第壹號」文件および「第參號」文件、F. O. 233/180, *Opium Papers* に收録。
- (32) その後、「貉族」の反亂をなかなか鎮壓できなかったこと、特に、鎮壓に投入された廣東の兵丁がアヘン吸飲のために役立たずであったことの責任を問われて、李鴻賓が革職されてウルムチへ流されたことは、すでに拙稿Dで述べた通りである。
- (33) 始末補遺、第一冊、頁八七一～八七八。
- (34) 拙稿D、頁五五～五七。
- (35) この上奏のなかで兩廣總督李鴻賓が弛禁論を紹介したことは、當時、カントンの外國人社會でも知られていたようで、のち許乃濟が弛禁上奏をした際に、イギリスの貿易監督官チャールズ・エリオットはパーマストン外相あての報告のなかで次のように述べている。

そのような方針「アヘン貿易の合法化」が北京政府内で考慮されていると確信させた最初の文書は、先の兩廣總督と廣東巡撫の皇帝に對する印象的な上奏である。その

上奏には日附がないが、外國人たちは遅くとも一八三三年までにそれを入手していた。

このように述べた上でエリオットは續いて、入手していた「上奏」の内容を紹介しているが、それは道光十一年十二月二十四日づけの李鴻賓の上奏内容と一致している。PP: *China Corr.*, No. 90: Elliot to Palmerston, February 2, 1837. Chang Hsin-pao, *Commissioner Lin and the Opium War*, 1964, p. 86.

(36) 宣宗實錄、同日(辛酉)の條。

(37) *The Chinese Repository*, Vol. I, No. 4, August, 1832, Postscript.

(38) 村尾前掲論文、頁九四〜九五。

(39) 同右、頁一〇七〜一三三。カントンにおいて弛禁論を批判する溫訓らの勢力については、J. M. Polachek, *The Inner*

Opium War, 1992, pp. 123-124, pp. 145-149. 朱新鏞「論鴉片戰爭前夕廣東的經世致用學派」『廣東社會科學』一九八七年三期、同「論鴉片戰爭時期廣東士人抵抗派」『廣東社會科學』一九九〇年二期を参照。なお、朱氏は後者の論文において、一八三二〔道光十二〕年にカントンでは、吳蘭修を中心とする「弛禁論」と溫訓を中心とする「嚴禁論」との間で激しい論争が展開されたと述べる(頁一八)が、根據となる史料を明示していない。

(40) ところで、前掲「吳蘭修日記」に、「吾が友、蕭梅生、楊秋衡、各の著論有り。大旨は略ぼ同じ」とあり、蕭梅生と楊秋衡という二人の友人が「弭書」とほぼ同様の弛禁論文を作

成したことが述べられている。そして、『嶺南文鈔』巻一四では「吳蘭修日記」に續いて、蕭梅生、曾勉士、楊秋衡、三人の弛禁贊成論が収録されている。三人のうち、蕭梅生は未詳であるが、曾勉士は曾劍(廣東南海人、道光五年の拔貢)、楊秋衡は楊炳南(廣東嘉應人、道光十九年の舉人)のことである。なお、楊炳南については、前掲拙稿『海録』小考』を、曾劍については、村尾前掲論文を参照。

(41) 國岡前掲論文、頁一〇三〜一〇四。田中A論文、頁二四〇〜二五〇。村尾前掲論文、頁一〇二〜一〇三。

(42) 拙稿D、頁五八。

(43) Morse, *op. cit.*, p. 336.

(44) 錢實甫編『清代職官年表』第四冊、「會試考官年表」、中華書局、一九八〇年、頁二八三—。

(45) 魏前掲『清季職官表 附人物錄』(下)、頁六三九。

(46) 宣宗實錄、同日(丙戌)の條に載す上諭のなかで引用。

(47) 同右。

(48) 檔案史料、頁一五七、道光十四年九月十日、兩廣總督盧坤等の上奏。

(49) ネーピア事件の概要については、衛藤瀆吉「砲艦政策の形成—一八三三年清國に對する」『國際法外交雜誌』第五三卷第三號、同卷第五號、一九五四〜五五年(同『近代中國政治史研究』一九六八年に再録)、佐々木正哉「近代中國における對外認識と立憲思想の展開(一)」『近代中國』第一六卷、一九八四年、頁二二二〜二二九を参照。

(50) 始末補遺、第二冊、頁六五。檔案史料、頁一四五。

- (51) 佐々木正哉氏は、盧坤はネーピア事件でイギリス軍艦の威力を知った結果、積極的なアヘン對策を放棄したと述べる。佐々木前掲「近代中國における對外認識と立憲思想の展開(一)」頁二三四。なお、ネーピア事件の最中に行われた廣東鄉試において、アヘンの嚴禁策・アヘン吸飲の風俗を改める方法が策問として出題された。村尾前掲論文、頁九八を參照。
- (52) 檔案史料、頁一五七～一五九。
- (53) 檔案史料、頁一六五～一六六。始末補遺、第二冊、頁二二二～二二四。
- (54) 拙稿B、頁七八。
- (55) 檔案史料、頁一六六～一六七。
- (56) 宣宗實錄、同日(癸亥)の條。來新夏『林則徐年譜(增訂本)』一九八五年、頁一五九を參照。
- (57) 『清史稿』卷三六三、列傳一五〇。『清史列傳』卷三三。
- (58) 宣宗實錄、道光十二年八月二十日(甲午)の條に載す上諭。
- (59) 宣宗實錄、同日(甲寅)の條。
- (60) 謝興堯氏が點校した近代史料筆記叢刊本(中華書局、一九八四年)を使用した。
- (61) *The Chinese Repository*, Vol. IV, No. 2, June, 1835, Art. II, Notices of Modern China.
- (62) 梁前掲『粵秀書院志』卷一六、傳三、許乃濟。劉伯驥『廣東書院制度』、一九五八年、頁二一八を參照。
- (63) 魏前掲『清季職官表 附人物錄』(ト)、頁六一六。
- (64) *The Chinese Repository*, Vol. V, No. 3, July, 1836, Art. VIII, Opium. Chang, *op. cit.*, p. 88. 田中A論文、頁二二五～二二六を參照。
- (65) 宣宗實錄、同日(己巳)の條に載す上諭。
- (66) 宣宗實錄、同日(己酉)の條に載す上諭。なお、全皇后は奕訢、つまり咸豐帝の生母である。
- (67) Chang, *op. cit.*, p. 88.
- (68) 宣宗實錄、同日(丙辰)の條。
- (69) 『史料旬刊』第三期、「道光十一年查禁鴉片烟案」。
- (70) 檔案史料、頁一九三。
- (71) 同右、頁一九四～一九七。
- (72) 始末補遺、第二冊、頁三五五。郭廷以『近代中國史』第二冊、一九四一年、頁八一～八二、Chang, *op. cit.*, p. 85を參照。
- (73) 檔案史料、頁二〇〇～二〇三。なお、弛禁上奏は、『籌辦夷務始末』道光朝、卷一などにも收録されているが、以下、小稿では、檔案史料から引用する。
- (74) 宣宗實錄、同日(癸酉)の條。
- (75) 同右、同日(丁丑)の條。
- (76) 檔案史料、頁二〇三。
- (77) 宣宗實錄、同日(庚辰)の條。
- (78) *The Chinese Repository*, Vol. IV, No. 10, February, 1836, Art. VI, Journal of Occurrences.
- (79) 檔案史料、頁二〇五、兩廣總督鄧廷楨等の上奏(道光十六年七月二十七日づけ)。
- (80) 國岡前掲論文、頁一〇五。行商たちの検討結果は、*The*

- Chinese Repository*, Vol. V, No. 9, January, 1837, Art. I, Hong merchants' Report on commerce; *PP: China Corr.*, Inclosure 3 in No. 90 (February 2, 1837), Report made to the Chinese Government by the Hong Merchants, に英譯が收録されてゐる。
- (81) (79)に同じ。なお、布、按兩使の検討結果は、『拾參號』文件、F. O. 233/180, *Opium Papers* に收録されてゐる。
- (82) 同右。
- (83) 『第拾捌號』文件、F. O. 233/180, *Opium Papers*. 國岡前掲論文、頁一〇五を参照。
- (84) 『第拾號』文件、F. O. 233/180, *Opium Papers*.
- (85) *PP: China Corr.*, No. 83, Elliot to the Foreign Office, October 10, 1836. *The Chinese Repository*, Vol. V, No. 3, July, 1836, Art. VIII, Opium. 『カントン・レジスタ一』の觀測については、國岡前掲論文、頁一〇五を参照。
- (86) 檔案史料、頁二〇六〜二〇七。
- (87) 佐々木正哉『第五章 イギリスと中國』榎一雄編『西歐文明と東アジア』〈東西文明の交流五〉、一九七一年、頁四三四〜四三七。同『清代廣東の行商制度について—その獨占型態の考察』『駿臺史學』第六六號、一九八六年、頁七九。岡本隆司『清代粵海關の徵稅機構—保商制度を中心として』『史林』第七五卷第五號、一九九二年、頁九三。村尾前掲論文、頁一〇四〜一〇五。國岡前掲論文、頁一〇四。田中A論文、頁二二五。また道光十年代前半における江南の災害については、當時、江蘇巡撫だった林則徐の一連の上奏（林則徐集）奏稿（中）（奏稿四に所收）を参照。Polachek, *op. cit.*, pp. 78—79.
- (88) 梁嘉彬『廣東十三行考』、一九三七年、頁四〇四〜四〇八。國岡前掲論文、頁一〇四〜一〇五。田中B論文、頁六九。村尾前掲論文、頁九〇〜九二、九三。
- (89) 田中A論文、頁二二五。田中B論文、頁六九。
- (90) 田中A論文、頁二二五。
- (91) H. B. Morse, *The International Relations of the Chinese Empire*, Vol. I, *The Period of Conflict, 1834—1860, 1910*, pp. 177—184. M. Greenberg, *British Trade and the Opening of China, 1800—42, 1961*, p. 73. Chang, *op. cit.*, pp. 47—48. 來新夏『鴉片戰爭前清政府的禁煙問題』列島編『鴉片戰爭史論文專集』一九五八年、頁九三〜九六（原載『南開大學學報』一九五五年一期）。田中B論文、頁五三〜五四。
- (92) 檔案史料、頁二〇八。
- (93) *PP: China Corr.*, No. 82, Elliot to the Foreign Office, July 27, 1836.
- (94) この點については、*The Chinese Repository*, Vol. V, No. 3, July, 1836, Art. VIII, Opium には、次のようにある。我々の見るところでは、アヘンは現在、カントンにおいて一箱につき二〇ドル（の賄賂）でひそかに陸揚げされている。ただ、この額では、絶対に檢舉されないという保證はないと思うが。
- (95) 沈毅『弛禁派の新議』『遼寧大學學報』（哲學社會科學

- 版)一九八五年三期、頁七一〜七二、林敦奎・孔祥吉「鴉片戰爭前期統治階級内部鬭爭探析」『近代史研究』一九八六年三期、頁一〇、一四〜一五、王中茂「許乃濟弛禁論評價新探」『中國近代史』一九八七一一(報刊資料選匯)頁二九(原載「洛陽師專學報」(社會科學版)一九八六年四期)を参照。
- (96) Greenberg, *op. cit.*, pp. 49—50. 佐々木前掲「近代中國における對外認識と立憲思想の展開(一)」頁二三八、同前掲「清代廣東の行商制度について」頁七八。村尾前掲論文、頁一〇四。なお、粵海關の稅收減については、岡本前掲論文、頁九三〜九四を参照。
- (97) 始末補遺 第二册、頁一九二〜二〇三。
- (98) Morse, *The International Relations of the Chinese Empire*, Vol. 1, pp. 180—184. Greenberg, *op. cit.*, pp. 136—141. Chang, *op. cit.*, pp. 22—32. 田中B論文、頁四七〜五一。
- (99) Chang, *op. cit.*, p. 23. 田中B論文、頁五〇〜五一。
- (100) 檔案史料、頁二〇八。
- (101) 錢昌明「重評許乃濟的弛禁策」『中國近代史』一九八六一〇(報刊資料選匯)頁一四(原載『學術月刊』一九八六年九期)。
- (102) 王曉華「許乃濟思想新論」『史學月刊』一九八七年一期、頁一一三。
- (103) 田中A論文、頁二二六。
- (104) 拙稿A、B、Dを参照。
- (105) *PP: China Corr.*, No. 82, Elliot to the Foreign Office, July 27, 1836.
- (106) *PP: China Corr.*, No. 90, Elliot to Palmerston, February 2, 1837.
- (107) 郭廷以『近代中國史』第二册、一九四一年、頁五八八〜六一二。南木「鴉片戰爭以前英船阿美士德號在中國沿海的偵察活動」前掲『鴉片戰爭史論文專集』(原載「進歩日報」一九五三年九月十三日)。
- (108) *The Chinese Repository*, Vol. IV, No. 2, June, 1835, Art. IV, Expedition to the Bhoea (Wooe) hills (by E. Stevens).
- (109) *The Chinese Repository*, Vol. IV, No. 7, November, 1835, Art. III, Voyage of the Huron (by E. Stevens).
- (110) (10) (2) 同。A. Wylie, *Memorials of Protestant Missionaries to the Chinese*, 1867, pp. 25—41, 54—66, 84—85. K. S. Latourette, *A History of Christian Missions in China*, 1929, p. 224. C. J. Phillips, *Protestant America and the Pagan World*, 1969, pp. 184—185.
- (111) 檔案史料、頁一七七〜一八一、福州將軍樂善等の上奏(道光十五年四月二十四日)。
- (112) 宣宗實錄、同日(六月己丑)の條。
- (113) *PP: China Corr.*, No. 90, Elliot to Palmerston, February 2, 1837.
- (114) 岡岡前掲論文、頁一〇五〜一〇六。田中A論文、頁三三三〜三三九など。

biological male heir to succeed to the family line (*zong* 宗) and property, or to conduct the sacrifices to the ancestors. First, I demonstrate that there was a difference between the legal or ideal concept of “inheritance (*chengji* 承繼)” and “inheritance” as actually practiced in Huizhou. Furthermore, in cases where “inheritance” actually occurred, the significance of it extended beyond the boundaries of the family or lineage alone. It was closely tied to the customs of marriage into the family of a wife (*ruzhu* 入贅) and to the sale of people (*maishen* 賣身), as well as to issues of status in society such as the *yingzhu yingyi* (應主應役) relationship which included the matter of bondservants (*pu* 僕). Second, I examine the issue of how bondservants inherited their status and labor obligations, and their behaviour relating to “inheritance”.

ON THE IDEA TO LEGALIZE THE OPIUM TRADE

INOUE Hiromasa

In the years following 1829 (the 9th year of Daoguang 道光), the problem of the opium was vigorously discussed in terms of an economic crisis precipitated by the outflow silver specie from China. Under such circumstances, the idea to legalize the opium trade began to be formed in Canton. This idea became prevalent enough to be introduced for the first time in a memorial proposed by Liangguang 兩廣 Governor-General Li Hongbin 李鴻賓 late in 1831. In the period between the spring of 1831 and June 1832, this idea was clearly expressed in an essay titled “Mi hai 弭害”, composed by the Canton literati Wu Lanxiu 吳蘭修. In connection with the political situation to garner the support of Grand Secretary Ruan Yuan 阮元 and empress Quan 全, the idea of legalization was formally proposed in a memorial of Xu Naiji 許乃濟 on the 27th day of the 4th month of the 16th year of Daoguang (1836).

The proposal to legalize the opium trade was intended to take the opium trade, which had been removed from the purview of the Canton system, back within that system. This proposal was also intended to reconstruct

the weakened hong merchants 行商, who under this scheme were to deal exclusively in the legitimized opium trade. Thus this proposal, which sought to reconstruct the Canton system, was intended essentially to benefit local society in Canton.

On the other hand, authorities in Peking were seriously alarmed by the northern voyages of the opium-ships, being connected with distribution of religious tracts by foreign missionaries. The authorities in Peking were temporarily inclined to accept this proposal because it was planned to put an end to the northern voyages of the opium-ships.

ZHANG SHIZHAO 章士釗 AND THE PEACE NEGOTIATIONS IN BEIPING 北平, 1949

ABUMIYA Hajime

In April 1949, Zhang Shizhao (1881—1973) went to Beiping as a delegate of the National Government and took part in the peace negotiations with the CCP, and came to choose a policy of nation-building under the regime of the CCP after the negotiations had broken down. On the level of personal political belief, he came to support the National Government's policy for peace, and also to support the work of the United Front under the CCP.

In the eye of Zhang, who was an advocate of parliamentary politics from the early Republican period onward, the peace policy of the KMT meant a shift of political line from the National Assembly to the Political Consultative Conference, and that policy was suitable for his political idea. As a result, he accepted an appointment to become a peace delegate for the National Government.

Zhang engaged in the work of the United Front under the CCP, because he mistakenly interpreted the fluid policy of the CCP in 1949 as a policy of Coalition Government which was outlined in 1945. As such, Zhang believed, this would mean a realization of the Political Consultative Conference in which all political parties in China could participate, including the peace faction within the KMT.